

平成30年9月6日

## 墨田区の職員の障害者雇用率について

国の中央省庁や各地方公共団体における、障害者雇用率の算定に関して、国のガイドラインの対象外の職員を算入していたことを受け、本区でも再調査を行ったところ、誤算入が判明しました。

詳細な内容は以下のとおりですが、今回の件を重く受け止めて再発防止を図るとともに、積極的な障害者雇用の実施に努めてまいります。

### 1 国への報告（平成30年6月1日現在）

・障害者数 59人 ・雇用率 2.54%

### 2 調査の結果

・国のガイドラインの対象外であった職員数（障害者手帳により確認していない職員数）13人

・対象外の職員を除いた障害者数 46人 ・雇用率 1.98%

### 3 誤算入の要因

障害者数の算定に当たり、病気休職時の医師による診断書等の書類により判断することが可能と誤って理解していたことによる。

### 4 今後の対応

国のガイドラインに基づき、障害者手帳の確認手続を行っていくとともに、法定雇用率の早期達成に向けて、関係機関と連携の上、積極的に障害者の採用を進めていく。

<<問合せ>>

総務部職員課 TEL 5608 - 6244